

申請しやすくなりました！！

物価高騰対策支援金

のご案内

「制度が分かりにくい」「提出書類が多い」など、中小企業者の方からご意見をいただいております「物価高騰対策支援金」について、次のとおり**運用を変更**しました。併せて、**申請期限も延長**しましたので、これまで「難しい」と諦めかけていた方も、この機会にチャレンジしてみませんか？

◎主な変更点

《申請期限を延長しました》

令和4年**12月20日（火）**まで受け付けます。（当日消印有効）

《主な材料や仕入品等に電気・都市ガスの料金を追加しました》

※「支給要件」及び「原材料等支援金」の対象品目として取り扱います。

「原材料等支援金」を受領済で上限額に達していない方等につきましては、新しい基準で算定した支援金額が受領済額を上回る場合、差額分を追加で請求できます。

《申請時の確認書類を一部簡素化しました》

支給要件の確認にあたり、単価上昇を確認するため前年同月の請求書等の書類の提出を求めていましたが、書類が無い場合には、今年の購入先に前年同月の単価を確認していただき、その旨を様式に記載することで書類を省略できる取り扱いに変更しました。

《一部の商工会議所・商工会でも申請できるようになりました》

申請窓口になっていただけの商工会議所・商工会は、後日、支援金事務局のホームページ等でお知らせします。

支援金の申請にあたっては、はじめに**募集要項（申請様式）**を取得し、内容を確認いただく必要があります。募集要項（申請様式）は、物価高騰対策支援金特設ホームページから取得できます。

岩手県 物価高騰対策支援金

検索



【お問合せ先】

物価高騰対策支援金事務局 ☎019-626-3160

■受付時間：9:30～16:30 ※土日祝日及び令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）を除く
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話でのお問合せをお願いいたします。

【申請先】

〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館408号室 物価高騰対策支援金事務局あて

物価高騰対策支援金（原材料等支援金）活用の例

実際に支給を受けた方の申請内容です。これから申請する際の参考にしてください。

【建設業】 15万円受給

1月目	2月目	3月目
・木材① ・木材② ・木材③ ・木材④ ・木材⑤	・木材① ・木材② ・木材③ ・木材④ ・木材⑤	・木材① ・木材③ ・木材④ ・建材 ・合板

月ごとに異なる品目を計上することも可能です。
当月に購入数量が多かった物、値上がりが著しかった物を
任意に選択できます。

【宿泊業】 5万円受給

1月目	2月目	3月目
・灯油 ・レギュラーガソリン ・食用油 ・野菜加工品 ・L P ガス	・灯油 ・レギュラーガソリン ・牛肉 ・包装資材① ・包装資材②	・灯油 ・レギュラーガソリン ・牛肉 ・食肉加工品 ・ジュース

自社施設の冷暖房に使用する灯油、営業車のガソリン、
包装資材等も支援の対象です。

【卸売業】 10万円受給

1月目	2月目	3月目
・冷凍マグロ ・サーモン	・冷凍マグロ ・サーモン	・冷凍マグロ ・サーモン ・うなぎ蒲焼

申請に当たっては、必ずしも5品目そろえる必要は
ありません。

【小売業】 20万円受給

1月目	2月目	3月目
・レギュラーガソリン ・軽油 ・灯油	・レギュラーガソリン ・軽油 ・灯油 ・ハイオクガソリン	・レギュラーガソリン ・軽油 ・灯油 ・ハイオクガソリン

【運輸業】 15万円受給

1月目	2月目	3月目
・軽油	・軽油	・軽油

石油製品は、それぞれの品目ごとに申請にできます。
また、販売用・自家消費用の区別は問いません。

【製造業】 20万円受給

1月目	2月目	3月目
	・冷凍イカ	

季節に左右される原材料をまとめて仕入れた場合など、
1品目・1か月分だけで申請いただくこともできます。

（その他）

《対象期間の3か月間を選択できるようになりました》

対象期間の3か月間の運用を緩和し、「支払完了月の3か月間」と「購入月の3か月間」を選択できる取り扱いに変更しました。

《運用変更により支援金が増える場合、追加請求ができます》

今回の運用変更により、新たに支援金を受給できることとなった場合や、支援金の受給額が増加する場合に限り、追加請求できる取り扱いに変更しました。

《岩手県経営支援課よりお知らせ》

本年度の支援金事業について、申請期限も迫っていることから、
支給対象に該当するか至急確認の上、活用を御検討下さい。